

令和3年度

# 行政監査報告書

【県有施設の安全対策について】

石川県監査委員

## 目 次

		頁
第 1	監査の趣旨	1
第 2	監査のテーマと選定理由	1
1	監査のテーマ	1
2	選定理由	1
第 3	監査の実施概要	1
1	監査の実施時期	1
2	監査の項目	1
3	監査対象機関及び施設	1
4	監査の実施方法	2
第 4	監査の結果	3
1	施設の安全点検について	3
2	施設利用者等の安全対策について	1 2
3	施設管理における課題の把握や対応方針について	2 2
第 5	意見	2 4
1	施設の安全点検について	2 5
2	施設利用者等の安全対策について	2 6
3	施設管理における課題の把握や対応方針について	2 8
4	結び	2 8
(資料)		
1	書面調査の項目	3 3
2	監査対象機関及び施設	3 4
3	関係法令（抜粋）	3 9

## 第1 監査の趣旨

今回の行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により、県が法令等の定めに基づき適正に事務を執行しているかなどについて、個別のテーマを定めて実施したものである。

## 第2 監査のテーマと選定理由

### 1 監査のテーマ

県有施設の安全対策について

### 2 選定理由

近年、地震や豪雨等の災害が頻繁に発生しているが、公共施設において、災害の発生時に施設利用者や職員の安全を確保し、被害の拡大を防ぐためには、日頃からの安全対策が重要である。

このため、本県の県有施設（道路、港湾等は除く。）における安全対策及び災害発生時の被害の拡大を防ぐための対策について監査し、今後の適切な施設の安全管理に資することとした。

## 第3 監査の実施概要

### 1 監査の実施時期

令和3年7月から令和4年2月まで

### 2 監査の項目

- (1) 施設の安全点検について
- (2) 施設利用者等の安全対策について
- (3) 施設管理における課題の把握や対応方針について

### 3 監査対象機関及び施設

今回の監査においては、本庁及び出先機関の139所属が所管する309施設を対象とした。

対象とした施設は、県有財産表（令和2年3月31日現在）に記載されている行政財産から、次の公用財産及び公共用財産の区分のうち、延べ床面積200㎡を超える施設及び公営企業施設（中央病院、高松病院（現こころの病院）、手取川水道事務所）とした。

なお、監査対象機関及び施設については、34頁から38頁に記載のとおりである。

また、部局別の監査対象施設数は、表1のとおりである。

### 【行政財産の区分】

公用財産 庁舎、警察（消防）施設、試験研究施設、その他の施設

公共用財産 学校、社会教育（体育）施設、社会福祉施設、職業訓練施設、  
公営住宅、公園、その他の施設

表 1 部局別の監査対象施設数

区 分		所属数	施設数
知事部局	総務部	5	12
	危機管理監室	2	4
	企画振興部	1	1
	県民文化スポーツ部	8	16
	健康福祉部*1	14	23
	生活環境部	3	12
	商工労働部	9	17
	観光戦略推進部	2	8
	農林水産部	8	22
	土木部*2	14	101
小 計	66	216	
教育委員会		60	69
	うち県立学校	52	55
警察本部		13	24
合 計		139	309

\*1 中央病院及び高松病院（現こころの病院）は健康福祉部に含む。

\*2 手取川水道事務所は土木部に含む。

## 4 監査の実施方法

監査対象機関に施設の安全対策の状況等を把握するため、令和3年7月1日を調査基準日として書面調査を実施した。

また、書面調査の結果を踏まえ、危機管理や学校を所管する危機対策課、庶務課、保健体育課及び抽出した7所属18施設について、実地調査を行った。（表2）

表2 実地調査所属と対象施設

実地調査所属	対 象 施 設
スポーツ振興課	サッカー・ラグビー競技場
美術館	美術館
厚生政策課	福祉総合研修センター
石川中央保健福祉センター	社会福祉会館
	社会福祉会館別館
	清心寮
	白百合寮
障害保健福祉課	精育園
	錦城学園
観光企画課	森林公園
	県民の森
	健康の森
生涯学習課	白山青年の家
	白山ろく少年自然の家
	鹿島少年自然の家
	能登少年自然の家
	自然史資料館
	図書館

## 第4 監査の結果

### 1 施設の安全点検について

#### (1) 建築基準法第12条第2項に基づく点検について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第2項の規定に基づき、特定建築物の管理者である都道府県の機関の長は、一級建築士又は二級建築士等の有資格者による建築物等の損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を実施しなければならず、点検は3年以内ごとに行うものとされている（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第5条の2第1項）。特定建築物は次のとおりである。

#### 【特定建築物】

- ・劇場、集会場、病院、共同住宅、寄宿舍、学校、体育館、展示場、倉庫、自動車車庫等の用途の特殊建築物で、用途に供する部分の面積が200㎡を超えるもの（同法第6条第1項第1号）
- ・事務所その他これに類する用途に供する建築物で、5階建以上かつ、延床面積が1,000㎡を超える建築物（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第14条の2第1項第2号）

#### ア 令和2年度における点検の実施状況について

同法第12条第2項の規定に基づく点検を実施しなければならない建築物に該当する施設は309施設のうち、228施設であり、このうち令和2年度又は直近3年間に点検を実施したが208施設、点検を実施していないが16施設、検査済証の交付

6年以内のため点検不要が4施設であった。(表3)

表3 令和2年度における点検の実施状況

区分	対象施設								対象外施設	総計
	点検実施			点検未実施			点検不要	合計		
	令和2年度	直近3年間 (平成29年度 ～令和元年度)	小計	点検の必要性を知っていたが未実施	資格のない者が実施	小計	検査済証 交付6年以内*			
施設数	77	131	208	15	1	16	4	228	81	309

\*建築基準法施行規則第5条の2第2項の規定に該当

また、点検を実施した208施設の点検者は、県職員や施設管理者の有資格者又は外部委託をし、点検を実施していた。(表4)

表4 点検を実施した施設の点検者

区分	県職員				外部委託	指定管理者 で点検資格 を有する者 (1級建築 士等)等	合計
	1級・2 級建築士	講習を受けて 資格者証の交 付を受けた者 *1	実務経験2年 以上かつ国土 交通省の資格 者登録を受け た者*2	小計			
施設数	23	6	28	57	89	62	208

\*1 建築基準法第12条の2第1項第1号の規定に該当

\*2 建築基準法第12条の2第1項第2号の規定に該当

令和2年度又は直近3年間に点検を実施していなかった16施設は、表5のとおりである。これらの施設については、令和3年度の点検の実施状況の現地調査を行った。

表5 令和2年度又は直近3年間に点検を実施していなかった施設

区分	所属名	施設名	令和3年度 点検実施状況
点検の必要性を知っていたが未実施 (15施設)	美術館	美術館	12月に実施
	石川中央 保健福祉センター	社会福祉会館	検 討
		社会福祉会館別館	
		清心寮	令和4年度に実施予定
		白百合寮	
	障害保健福祉課	精育園	実施予定
		錦城学園	
	観光企画課	森林公園	検 討
		県民の森	
		健康の森	
	生涯学習課	白山青年の家	実施予定
		白山ろく少年自然の家	
		鹿島少年自然の家	
		能登少年自然の家	
		自然史資料館	
資格のない者が実施(1施設)	スポーツ振興課	サッカー・ラグビー競技場	実施予定
合 計		16施設	

点検の必要性を知っていたが未実施の15施設は、点検を外部委託する予算の確保ができず、実施できなかつたとのことであつた。このうち美術館は12月に点検し、精育園、錦城学園、健康の森、白山青年の家、白山ろく少年自然の家、鹿島少年自然の家、能登少年自然の家、自然史資料館の8施設は、令和4年3月までに点検の予定である。また、清心寮及び白百合寮は、建築物の維持保全に関して2年以上の実務経験を有する県職員がおり、国土交通省へ調査員の資格者として申請し、資格者登録できれば点検できる施設(注)であつたため、令和4年5月までに資格者登録し、点検を実施することとしている。なお、社会福祉会館、社会福祉会館別館、森林公園、県民の森の4施設は、次年度以降の点検を検討しているとのことであつた。

(注) 県職員が点検できる施設は、建築基準法施行令第16条第1項各号規定の建築物を除く県有施設(健全者利用の共同住宅、事務所、倉庫等)

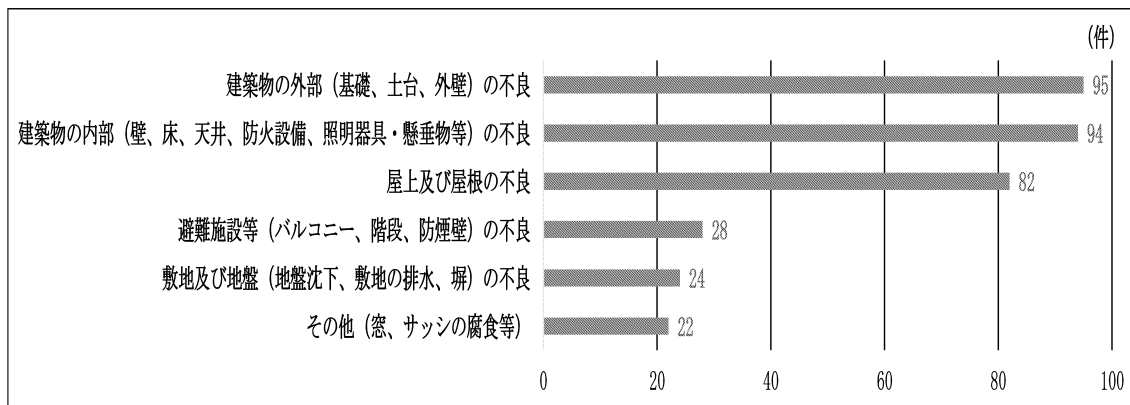
また、資格のない者が点検を実施していたサッカー・ラグビー競技場は、指定管理者の職員が点検を実施していたが、今回の監査で点検者が無資格者であることが判明したため、点検を外部委託し、令和4年3月までに実施の予定である。(表5)

イ 点検結果における改善事項及び改善状況

点検の結果、点検を実施した208施設のうち、71施設は改善の必要がなく、

137施設において改善が必要な事項が見られた。改善が必要な事項は、建築物の外部（基礎、土台、外壁）の不良が95件、内部（壁、床、天井、防火設備、照明器具、懸垂物等）の不良が94件、屋上及び屋根の不良が82件と多かった。（図1）

図1 点検結果における改善事項（複数回答）



点検結果の改善状況については、改善の必要があった137施設のうち、改善済又は改善の予定が75施設（54.7%）、改善の見込みが立っていないが62施設（45.3%）であった。改善の見込みが立っていない理由は、予算の確保ができていないが41施設と最も多かった。（表6）

表6 点検結果の改善状況

区 分		施設数	割合
改善済又は改善の予定		75	54.7%
(内訳)	点検後1年以内に改善済	39	—
	点検後1年を超えているが改善済	4	—
	未改善があり改善の予定	32	—
改善の見込みが立っていない		62	45.3%
(内訳)	予算の確保ができていない	41	—
	うち県立学校	29	—
	緊急を要しないため経過観察	11	—
	修繕方法を検討中	4	—
	建築基準法第3条第2項の適用除外施設 (既存不適格施設)	2	—
	重要文化財による制限	1	—
	閉館施設	2	—
	職員の常駐施設でない	1	—
合 計		137	100.0%

予算の確保ができていない41施設のうち、県立学校が29施設であったため、庶務課に点検の実施方法や修繕費用の予算配分について実地調査を行った。

県立学校の点検は、庶務課でまとめて委託契約している。点検結果で改善事項があ



った場合、軽微な修繕は学校に配分している予算の中で対応し、学校の予算で対応できない改善事項は、緊急性の高いものから学校へ新たに予算を配分し、修繕を行っているとのことであった。

(2) 建築基準法第12条第4項に基づく点検について

建築基準法第12条第4項の規定に基づき、特定建築設備等（昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等をいう。）の管理者である都道府県の機関の長は、一級建築士又は二級建築士等の有資格者による建築設備等の損傷、腐食、その他の劣化の状況の点検を実施しなければならないが、点検は、1年以内ごとに行うとされている（建築基準法施行規則第6条の2第1項）。

ア 令和2年度における点検の実施状況について

同法第12条第4項の規定に基づく点検を実施しなければならない建築設備等に該当する施設は309施設のうち、226施設であり、このうち令和2年度に点検を実施したが213施設、点検を実施していないが11施設、昇降機の検査は検査済証の交付2年以内のため点検不要が1施設、施設への道路が災害で通行止めとなり、休館となったため実施できなかったが1施設であった。（表7）

表7 令和2年度における点検の実施状況

区分	対 象 施 設								対象外施設	
	点検実施	点検未実施				点検不要	その他	合計		総計
		点検の必要性を知っていたが未実施	資格のない者が実施	消防法に基づく点検をしていれば建築基準法の点検もしたことになるが勘違い	小計	昇降機は検査済証交付2年以内*	施設への道路が災害で通行止め(休館)			
施設数	213	5	1	5	11	1	1	226	83	309

\* 建築基準法施行規則第6条の2第2項の規定に該当

また、令和2年度に建築設備等の点検を実施した213施設の点検者は、県職員や指定管理者の有資格者又は外部委託をし、点検を実施していた。昇降機の点検は全て外部委託をし、点検を実施していた。（表8）

表 8 点検を実施した施設の点検者

区 分	県 職 員				外部委託	指定管理者で点検資格を有する者（1級建築士等）等	合 計
	1級・2級建築士	講習を受けて資格者証の交付を受けた者*1	実務経験2年以上かつ国土交通省の資格者登録を受けた者*2	小 計			
建築設備等の施設数	15	6	18	39	92	66	197
うち建築設備等及び昇降機の両方を有する施設数	7	2	6	15	49	18	82
昇降機の施設数	-	-	-	-	98	-	98
うち建築設備等及び昇降機の両方を有する施設数	-	-	-	-	82	-	82
合 計	15	6	18	39	190	66	*3 295

\*1 建築基準法第12条の3第3項第1号の規定に該当

\*2 建築基準法第12条の3第3項第2号の規定に該当

\*3 昇降機及び建築設備等の両方を有する82施設を含む。

令和2年度に点検を実施していなかった11施設は、表9のとおりである。これらのうち、昇降機については、昇降機を設置している美術館、社会福社会館、社会福社会館別館、白山青年の家、自然史資料館の5施設は全て外部委託をし、点検を実施していたので、昇降機以外の建築設備等について、令和3年度の点検の実施状況の現地調査を行った。

表 9 令和2年度に点検を実施していなかった施設

区 分	所 属 名	施 設 名	令和2年度 点検実施状況	令和3年度 点検実施状況
			昇降機	昇降機以外の 建築設備等
点検の必要性を知っていたが未実施 (5施設)	美術館	美術館	○	令和4年度に実施予定
	石川中央 保健福祉 センター	社会福社会館	○	実施予定
		社会福社会館別館	○	
		清心寮	-	令和4年度に実施予定
		白百合寮	-	
消防法に基づく点検をしていれば建築基準法の点検もしたことになる と勘違い (5施設)	障害保健福祉課	精育園	-	実施予定
		錦城学園	-	
	生涯学習課	白山青年の家	○	
		白山ろく少年自然の家	-	
自然史資料館	○			
資格のない者が実施 (1施設)	スポーツ振興課	サッカー・ラグビー競技場	-	実施予定
合 計		11施設	5施設	

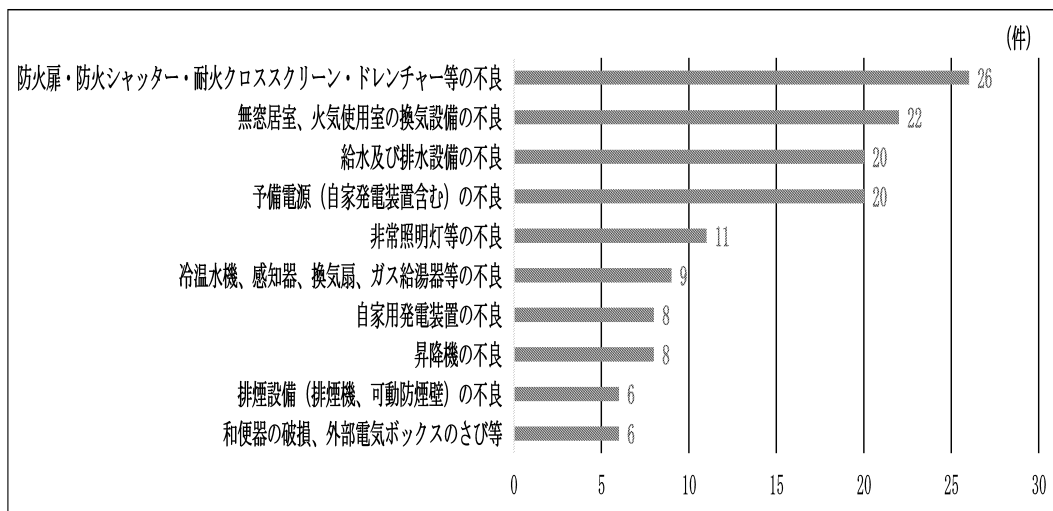
点検の必要性を知っていたが未実施の5施設は、外部委託する予算が確保できなかったためであり、精育園、錦城学園、白山青年の家、白山ろく少年自然の家、自然史資料館の5施設は、所属職員及び指定管理者が、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく点検をしていれば建築基準法の点検もしたことになるかと勘違いし、点検を行っていなかった。また、資格のない者が点検を実施していたサッカー・ラグビー競技場は、指定管理者の職員が点検を実施していたが、今回の監査で点検者が無資格者であることが判明したため、点検を外部委託することになった。

令和3年度の点検の実施状況について、社会福社会館、社会福社会館別館、精育園、錦城学園、白山青年の家、白山ろく少年自然の家、自然史資料館、サッカー・ラグビー競技場の8施設は、点検を外部委託し、令和4年3月までに実施予定である。なお、美術館は、予算を確保し、令和4年度に外部委託での点検を予定し、清心寮及び白百合寮は、令和4年5月までに資格者登録を行い、県職員が点検を実施することとしている。（表9）

#### イ 点検結果における改善事項及び改善状況

点検の結果、点検を実施した213施設のうち、141施設は改善の必要はなく、72施設において改善が必要な事項が見られた。（図2）

図2 点検結果における改善事項（複数回答）



点検結果の改善状況については、改善の必要があった72施設のうち、改善済又は改善予定が44施設（61.1%）、改善の見込みが立っていないが28施設（38.9%）であり、改善の見込みが立っていない理由は、修繕方法の検討中や予算の確保ができていないなどであった。（表10）

表 1 0 点検結果の改善状況

区 分		施設数	割合
改善済又は改善予定		44	61.1%
(内訳)	点検後1年以内に改善済	11	—
	点検後1年を超えているが改善済	2	—
	未改善があり改善の予定	31	—
改善の見込みが立っていない		28	38.9%
(内訳)	修繕方法を検討中	9	—
	予算の確保ができていない	8	—
	緊急を要しない	7	—
	建築基準法第3条第2項の適用除外施設 (既存不適格施設)	2	—
	閉館施設	2	—
合 計		72	100.0%

(3) 学校保健安全法第27条に基づく点検について

学校においては、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第27条及び学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第28条第1項に基づき、学校の施設及び設備について毎学期1回以上安全点検を実施しなければならないこととされている。

今回、総合看護専門学校、保育専門学園、県立高等学校43施設及び県立特別支援学校12施設の合計57施設を対象に調査を行った。

ア 令和2年度における点検の実施状況について

毎学期1回以上点検を実施しているが53施設、一部の学期で実施しているが4施設であり、点検を実施していない施設はなかった。（表11）

表 1 1 令和2年度における点検の実施状況

区 分	施設数
毎学期1回以上実施	53
一部の学期で実施	4
実施していない	0
合 計	57

一部の学期で点検を実施した学校4校が、令和2年度に毎学期1回以上点検を実施しなかった理由は、知らなかったや引継が不十分など点検の必要性が十分に理解されていないことによるものであった。なお、令和3年度はいずれの学校も毎学期に点検を実施していた。（表12）

表 1 2 令和 2 年度に毎学期 1 回以上実施しなかった理由及び令和 3 年度点検実施状況

施設名	令和 2 年度に毎学期 1 回以上実施しなかった理由	令和 3 年度点検実施状況
大聖寺実業高等学校	知らなかった	毎学期実施
寺井高等学校		
金沢辰巳丘高等学校	2 学期と 3 学期の点検日程が近く、点検後の修繕結果が出る前に次の点検日がきてしまい 3 学期分を省略した	
羽咋高等学校	点検担当者への引継が不十分であった	

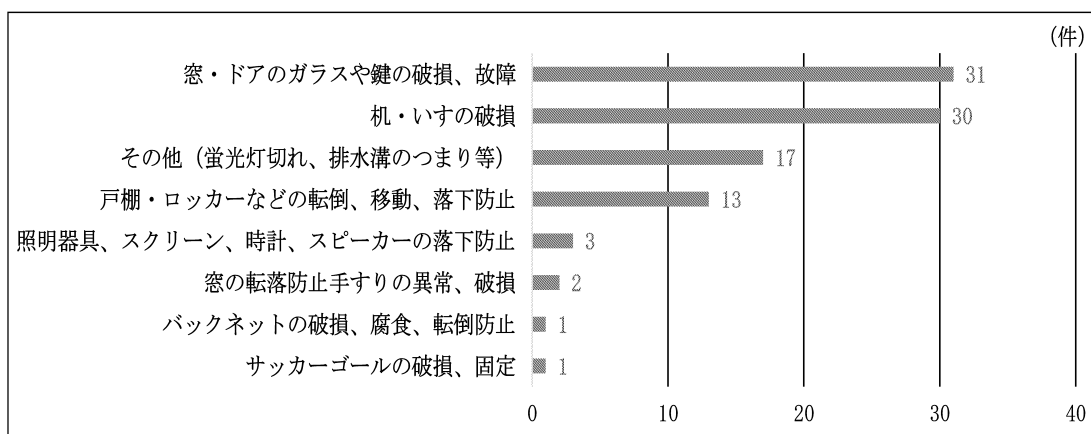
このため、学校の安全対策の徹底について、保健体育課に実地調査を行った。

保健体育課では学校管理下において児童生徒等の安全を確保し、生涯にわたる安全に関する資質・能力を育成するため、各学校における安全教育の充実や、適切な安全管理について基本的な指針を示した「石川の学校安全指針」を平成 23 年 8 月（以降、適宜改訂）に作成している。この指針を踏まえ、各学校において学校安全計画・危機管理マニュアルを作成し、安全教育の充実と安全管理の徹底を図るよう校長会や安全健康教育講習会等で周知しているとのことであった。

#### イ 点検結果における改善事項及び改善状況

点検の結果、点検を実施した 57 施設のうち、7 施設は改善の必要はなく、50 施設において改善が必要な事項が見られた。改善を要する事項は、窓・ドアのガラスや鍵の破損、故障が 31 件、次いで机・いすの破損が 30 件であった。（図 3）

図 3 点検結果における改善事項（複数回答）



点検結果の改善状況については、改善の必要があった 50 施設のうち、改善済又は

改善予定が40施設（80.0%）、改善の見込みが立っていないが10施設（20.0%）であり、改善の見込みが立っていない理由は、予算の確保ができていないなどであった。（表13）

表13 点検結果の改善状況

区 分	施設数	割合
改善済又は改善の予定	40	80.0%
(内訳)		
改善済	35	—
改善の予定	5	—
改善の見込みが立っていない	10	20.0%
(内訳)		
予算の確保ができていない	6	
修繕方法を検討中	2	—
緊急を要しない	2	—
合 計	50	100.0%

## 2 施設利用者等の安全対策について

監査対象とした309施設から、不特定多数の施設利用者がいない又は職員が執務していないと回答のあった70施設を除く239施設について、耐震化及び地震や津波、豪雨等の災害に備えた施設利用者等への対応がどのようになされているかについて調査を行った。

### (1) 耐震診断及び耐震化の状況について

昭和56年5月31日以前の耐震基準（以下「旧耐震基準」という。）で建築された建築物については、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の平成25年11月の改正により、病院、店舗、旅館など不特定多数の者などが利用する大規模建築物（同法附則第3条第1項）及び庁舎、病院、避難所となる体育館など防災拠点となる建築物（同法第7条第1項）等に対し、耐震診断の義務化と結果の公表が規定された。

そこで、不特定多数の利用者がいる又は職員が執務している239施設のうち、常時人が滞在することがない棟（倉庫、車庫、ポンプ場、機械室）以外で、旧耐震基準で建築された建築物（棟）は124施設において377棟が該当し、これらの棟について、耐震診断及び耐震化の実施状況を調査した。

この377棟のうち、耐震診断の義務がある51棟は、全ての棟で耐震診断を実施していた。一方、耐震診断の義務がない326棟のうち、耐震診断を実施していたが214棟、耐震診断を実施していないが112棟であった。耐震診断を実施した結果、耐震化の必要があったが、耐震化が実施されていないが5棟あり、そのうち、耐震診断の義務ありが2棟、義務なしが3棟であった。（表14）

表 1 4 旧耐震基準で建てられた棟の耐震診断及び耐震化の状況

耐震診断の義務		耐震診断		耐震診断の結果			
		実施	未実施	耐震化の必要あり		耐震化の 必要なし	
				耐震化の対応			
				実施	未実施		
義務あり	51 棟	51 棟	- 棟	41 棟	39 棟	2 棟	10 棟
義務なし	326 棟	214 棟	112 棟	190 棟	187 棟	3 棟	24 棟
合計	377 棟	265 棟	112 棟	231 棟	226 棟	5 棟	34 棟

耐震診断の義務がある 51 棟のうち、耐震診断の結果、耐震化の必要があったが耐震化を実施していない 2 棟は、金沢市本多町にある図書館及び同館内の福祉総合研修センターであり、施設を所管する生涯学習課及び厚生政策課に現在の状況等の聞き取りを行った。

図書館は、令和 3 年 1 月 1 日に閉館し、職員は新たな図書館への移転作業を行っているため、一般の利用者はいない。新たな図書館は、金沢市小立野に移転し、令和 4 年 7 月 16 日の開館を予定している。

福祉総合研修センターは、図書館の 4 階フロアを使用し、福祉施設等の職員の資質向上に向けた研修を実施している。研修受講者の安全確保のため、1 階から 4 階までの各階の導線上に張紙で誘導を表示するとともに閉館した図書館を部外者立入禁止区域とし、カラーコーンやロープを設置して入れないようにしている。今後の建物の利用方針は検討中ということであった。

耐震診断の義務がない 326 棟のうち、耐震診断を行っていないのが 112 棟あり、その理由は、耐震診断の義務がないためが 55 棟と最も多く、次に全庁的指示に従うが 31 棟で、その他建替、撤去、閉鎖等を検討中や利用形態や老朽化等を総合的に勘案しながら必要に応じて耐震化を実施するなどであった。また、耐震診断を実施し、耐震化の必要があったが耐震化を実施していない 3 棟は、施設の基本的あり方も含め検討するとのことであった。（表 1 5）

表 1 5 耐震診断及び耐震化が未実施の理由

区 分	棟 数
耐震診断が未実施	112
耐震診断の義務がない	55
全庁的指示に従う	31
建替、撤去、閉鎖等検討中	8
利用形態や老朽化状況等を総合的に勘案しながら必要に応じ耐震補強の対策を実施予定	7
耐震対策に向けて関係部局と協議中	4
基本的あり方も含め検討	3
建替、移転、撤去が決定	2
本館（国からの借受財産）、管理棟と併せて管理しているため国との調整・協議が必要	1
計量鉄骨造の建物の耐震診断・改修は一般的な技術手法が確立していない	1
耐震化が未実施	3
基本的あり方も含め検討	3

(2) 地震及び津波に対する安全対策について

ア 津波浸水想定区域等における施設の安全対策について

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条に基づき設定された津波浸水想定区域に含まれる施設は12施設であり、地震及び津波の避難計画は全ての施設で作成されていたが、避難訓練は、地震が2施設、津波が7施設において実施されていなかった。（表16）

また、緊急避難場所として市町が指定する津波避難ビルとなっている施設はなかった。

なお、津波浸水想定区域に含まれる12施設のうち、旧耐震基準の棟を有する7施設の一部で耐震診断及び耐震化が実施されていなかった。



表 1 6 津波浸水想定区域に含まれる施設の地震及び津波における避難計画の作成及び避難訓練の実施状況

所 属 名	施 設 名	(施設数)			
		地 震		津 波	
		避難計画 の作成	避難訓練 の実施	避難計画 の作成	避難訓練 の実施
奥能登総合事務所	能登北部保健福祉センター 珠洲地域センター	○		○	
観光企画課	海の自然生態館	○	○	○	○
水産総合センター	水産総合センター	○	○	○	
	生産部志賀事業所	○	○	○	
	海洋漁業科学館	○	○	○	
県央土木総合事務所	健民海浜公園	○		○	
奥能登土木総合事務所	珠洲土木事務所	○	○	○	
七尾港湾事務所	七尾港湾事務所	○	○	○	
能登高等学校	能登高等学校	○	○	○	○
七尾特別支援学校	珠洲分校	○	○	○	○
珠洲警察署	珠洲警察署	○	○	○	○
	能登庁舎	○	○	○	○
合 計	12施設	12	10	12	5

表中の「○」は実施済又は作成済を示す。

また、津波浸水想定区域に含まれていない227施設では、地震については、避難計画を作成しているが186施設（81.9%）、避難訓練を実施しているが156施設（68.7%）であり、一方、津波については、避難計画を作成しているが87施設（38.3%）、避難訓練を実施しているが22施設（9.7%）と、地震と比べて取組が少なかった。（表17）

表 1 7 津波浸水想定区域に含まれない施設の地震及び津波における避難計画の作成及び避難訓練の実施状況

区 分			施設数	割合	
津波浸水想定区域に含まれていない			227		
地	避難計画	作成	186	81.9%	
		未作成	41	18.1%	
震	避難訓練	実施	156	68.7%	
		未実施	71	31.3%	
津	避難計画	作成	87	38.3%	
		未作成	140	61.7%	
波	避難訓練	実施	22	9.7%	
		未実施	205	90.3%	

なお、県立学校における地震等自然災害への対応について、保健体育課へ実地調査を行ったところ、火災及び地震に対する避難計画の作成及び避難訓練は全ての学校で実施しているが、津波や風水害、土砂災害は各学校により対応が異なるので、避難計画及び避難訓練は学校の実情に応じて対応するよう指導しているとのことであった。

イ 執務室や共有スペース等の安全対策について

地震に伴う執務室や共有スペース等の安全対策について、設置している備品等（テレビ、ラック、書棚等）の転倒、落下防止対策を調査したところ、全て対策済が37施設（15.5%）に対し、一部又は全く対策をしていないが194施設（81.2%）であった。（表18）

表 1 8 執務室や共有スペース等に設置している備品等の転倒、落下防止対策

区 分		施設数	割 合
全て対策済		37	15.5%
一部又は全く対策をしていない		194	81.2%
	一部対策をしていない	175	-
	全く対策をしていない	19	-
対象となる備品等がない		8	3.3%
合 計		239	100.0%

対策をしていない理由について、一部対策をしていない175施設では、優先順位をつけるなど、計画的に対策を行っているが104件と、また、全く対策をしていない19施設では、予算等の確保が困難であるが12件と最も多かった。（表19）

表 19 一部又は全く対策をしていない理由（複数回答）

理 由		件 数
一部対策をしていない（175施設）		
優先順位をつけるなど、計画的に対策を行っている		104
費用がかかり、予算等の確保が困難		62
対策を行う時間的余裕がない		12
一時的な保管・設置のための備品		26
その他		13
(内訳)	国から借り受けている重要文化財で壁に穴を開けることができない	1
	器具庫2階の書類保管場所のため、あまり人の出入りがない	1
	書棚は落下防止対策不要	1
	安全点検でチェックし、棚の上になるべく物を置かない	1
	美術品等については美観を損なう	1
	改築（引越）後6年目であり行事が多く後回しにされてきた	1
	軽量鉄骨下地の壁面における転倒防止金具取付に難がある	1
	安全点検等で転倒落下防止対策が必要なものを今後調査予定	1
検討中	6	
全く対策をしていない（19施設）		
優先順位をつけるなど、計画的に対策を行っている		0
費用がかかり、予算等の確保が困難		12
対策を行う時間的余裕がない		2
一時的な保管・設置のための備品		2
その他		5
(内訳)	高所設置物ではないため対策を見送った	1
	危険な状態である備品等がない	1
	対策を検討したことがない	3

ウ 市町の避難所となっている施設について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項で、市町の長は、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第20条の6に定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならないとしている。

不特定多数の施設利用者がいる又は職員が執務している239施設のうち、政令で定める基準に該当する指定避難所として指定されている施設は、県立高等学校など50施設があり、また、高齢者や障害者などの要配慮者が避難する指定福祉避難所として指定されている施設はなかったが、市町と協定を締結し、開設する福祉避難所は、6施設があった。（表20）

なお、市町の指定避難所又は福祉避難所となっている56施設のうち、旧耐震基準の棟を有する51施設は、全て耐震化が実施されていた。

表 2 0 市町の避難所となっている施設数

区 分		施設数
指 定 避 難 所 *	指定一般避難所	50
	指定福祉避難所	-
上 記 以 外	避難所	-
	福祉避難所	6
合 計		56

\* 災害対策基本法施行令第20条の6 第1号～第5号を満たしている施設

市町の避難所となっている56施設のうち、避難所として開設された際の施設利用計画を作成しているが50施設、施設に非常用電源を設置しているが23施設であった。(表21)

表 2 1 避難所の施設利用計画の作成及び非常用電源の設置状況

区 分		施設数	施設利用計画 の 作 成	非常用電源 の 設 置
指 定 避 難 所 *	指定一般避難所	50	46	19
	指定福祉避難所	-	-	-
上 記 以 外	避難所	-	-	-
	福祉避難所	6	4	4
合 計		56	50	23

\* 災害対策基本法施行令第20条の6 第1号～第5号を満たしている施設

### (3) 洪水浸水想定区域内における安全対策について

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項により指定された洪水浸水想定区域に含まれる施設は85施設であり、このうち、同法第15条第1項第4号により市町の地域防災計画で要配慮者利用施設として定められているのは9施設であった。

(表22)

表 2 2 洪水浸水想定区域に含まれる施設数

区 分		施設数	施 設 名
含まれている		85	
(内訳)	要配慮者利用施設である	9	リハビリテーションセンター、中央病院、鶴来高等学校、松任高等学校、翠星高等学校、輪島高等学校、ろう学校、明和特別支援学校、いしかわ特別支援学校
	要配慮者利用施設ではない	76	
含まれていない		154	
合 計		239	

要配慮者利用施設の 9 施設は、同法第 15 条の 3 第 1 項及び第 5 項により、避難確保の計画の作成と避難訓練の実施が義務となっている。この避難計画は、中央病院が調査基準日では作成の検討中であったが、令和 3 年 10 月に作成した。また、避難訓練は、7 施設がこれまで実施していなかったが、このうち学校 5 校は、全て令和 4 年 1 月までに実施し、リハビリテーション及び中央病院は、令和 4 年 3 月までに実施する予定ということであった。(表 2 3)

なお、要配慮者利用施設の 9 施設のうち、旧耐震基準の棟を有する 5 施設は、全て耐震化が実施されていた。

表 2 3 要配慮者利用施設の避難計画の作成及び避難訓練の実施状況

施 設 名	避難計画の作成		避難訓練の実施状況		
	作成済	作成検討中	令和 2 年度実施	未 実 施	
				令和 3 年度の実施状況	
リハビリテーションセンター	○			○	実施予定
中央病院		○ 10 月作成		○	実施予定
鶴来高等学校	○			○	12 月に実施
松任高等学校	○			○	1 月に実施
翠星高等学校	○			○	12 月に実施
輪島高等学校	○			○	4 月に実施
ろう学校	○		○		—
明和特別支援学校	○			○	10 月に実施
いしかわ特別支援学校	○		○		—
合 計	8	1	2	7	

また、洪水浸水想定区域に含まれているが要配慮者利用施設ではない76施設の避難計画の作成状況については、作成済が6施設、作成予定が2施設、作成検討中が12施設、未作成が56施設であった。また、避難訓練の実施状況については、実施済が6施設、未実施が70施設であり、今後実施を検討が29施設であった。（表24）

表24 要配慮者利用施設ではない施設の避難計画の作成及び避難訓練の実施状況

区 分	避難計画の作成状況				避難訓練の実施状況		
	作成済	作成予定	作成検討中	未作成	実施済	未実施	今後実施を検討
施設数	6	2	12	56	6	70	29
合 計	76				76		

(4) 土砂災害警戒区域内における安全対策について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項により指定された土砂災害警戒区域に含まれる施設は20施設であり、このうち、同法第8条第1項第4号により市町の地域防災計画で要配慮者利用施設として定められているのは加賀聖城高等学校、小松瀬領特別支援学校、小松特別支援学校の3校であった。（表25）

表25 土砂災害警戒区域に含まれる施設数

区 分	施設数	施 設 名
含まれている	20	
(内訳)		
要配慮者利用施設である	3	加賀聖城高等学校、小松瀬領特別支援学校、小松特別支援学校
要配慮者利用施設ではない	17	
含まれていない	219	
合 計	239	

この要配慮者利用施設の3校は、同法第8条の2第1項及び第5項により利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成と避難訓練の実施が義務となっており、全ての学校で対応していた。なお、要配慮者利用施設の3校のうち旧耐震基準の棟を有する学校は1校あるが、耐震化が実施されていた。

また、土砂災害警戒定区域に含まれているが要配慮者利用施設ではない17施設の避

難計画の作成状況については、作成済が3施設、作成中が1施設、作成検討中が7施設、未作成が6施設であった。また、避難訓練の実施状況については、実施済が5施設、未実施が12施設であり、今後実施を検討が7施設であった。（表26）

表26 要配慮者利用施設ではない施設の避難計画の作成及び避難訓練の実施状況

区 分	避難計画作成状況				避難訓練実施状況		
	作成済	作成中	作成 検討中	未作成	実施済	未実施	今後実施 を検討
施設数	3	1	7	6	5	12	7
合 計	17				17		

(5) 白山火山の安全対策について

活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第5条に基づき、都道府県防災会議は、同法第3条による火山災害警戒地域の指定があったときは、都道府県地域防災計画において活動火山対策の推進に関し必要な事項を定めなければならないとされている。白山では、火山災害警戒地域として、石川県・岐阜県・白山市・白川村が指定されている。また、国、県、市村、警察、消防、火山専門家等で構成する「白山火山防災協議会」は、平成27年6月に「白山火山防災計画」を策定するとともに、警戒避難体制の整備に取り組んでいる。

この計画で定める警戒が必要な範囲内に含まれる施設は、白山室堂諸施設、南竜ヶ馬場諸施設の2施設であり、いずれも同法第6条第1項第5号による白山市の地域防災計画で避難促進施設として定められていた。（表27）

表27 白山火山防災計画で警戒が必要な範囲内に含まれる施設数

区 分	施設数	施 設 名	
含まれている	2		
(内訳)			
避難促進施設である	2	白山室堂諸施設	(室堂センター、くろゆり荘、ござくら荘、御前荘、白山荘)
		南竜ヶ馬場諸施設	(南竜ヶ馬場ビジターセンター、南竜山荘、南竜ヶ馬場休憩所、南竜ヶ馬場ケビン、南竜ヶ馬場野営場)
避難促進施設ではない	-		
含まれていない	237		
合 計	239		

この避難促進施設である2施設は、同法第8条第1項及び第3項により避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務となっており、いずれも対応していた。

また、火山噴火からの避難方策の一つとして退避壕（火山の噴火に伴う噴石の衝突に対する一定の衝撃耐力を有する専用の施設であり、登山者等が緊急的に退避することを想定した施設）があるが、危機対策課に白山の設置状況を確認したところ、現在、退避壕は設置されておらず、設置主体が国、県、市のいずれか定まっていないため、設置は未定とのことであった。

### 3 施設管理における課題の把握や対応方針について

監査対象の309施設を所管する139所属を対象に、施設管理業務を行う上での課題や安全管理に係る知識の習得及び啓発について調査を行った。

#### (1) 施設管理業務を行う上での課題について

修繕が必要な箇所の予算対応の体制については、すぐに対応が可能な体制となっているが83所属（59.7%）、必要に応じ優先的に対応できる体制になっているが12所属（8.6%）、修繕箇所の判明後に予算要求を行うため修繕までに時間がかかるが40所属（28.8%）、軽微な修繕は予算措置しているがそれを上回る場合は別途予算要求を行っているが3所属であり、修繕が必要な箇所の予算対応は全ての所属で行われていた。（表28）

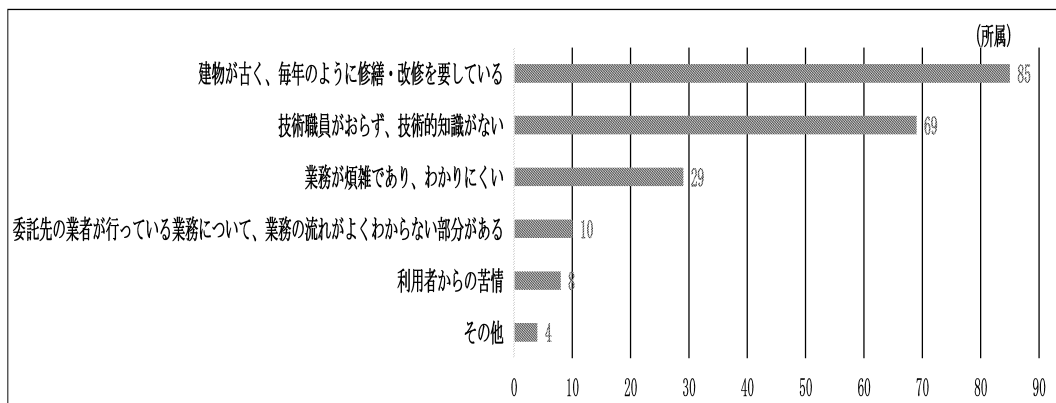
表28 修繕が必要な箇所の予算対応の体制

区 分	所属数	割 合
緊急を要する改修等に充当する予算を措置しているなど、すぐに対応が可能な体制となっている	83	59.7%
改修を想定した予算は組んでいないが、必要に応じ優先的に対応できる体制になっている	12	8.6%
基本的には修繕が必要な箇所の判明後に、予算要求を行うため、修繕まで時間がかかる	40	28.8%
軽微な修繕は予算措置しているがそれを上回る場合は、別途予算要求を行っている	3	2.2%
小 計	138	99.3%
現在、修繕が必要な箇所はない	1	0.7%
合 計	139	100.0%

施設管理業務において苦慮している点については、25所属は施設管理に苦慮していないとしたが、施設管理に苦慮している114所属では、苦慮している点として、建物が古く、毎年のように修繕・改修を要しているが85所属で最も多く、次いで技術職員がおらず、技術的知識がないが69所属であった。（図4）

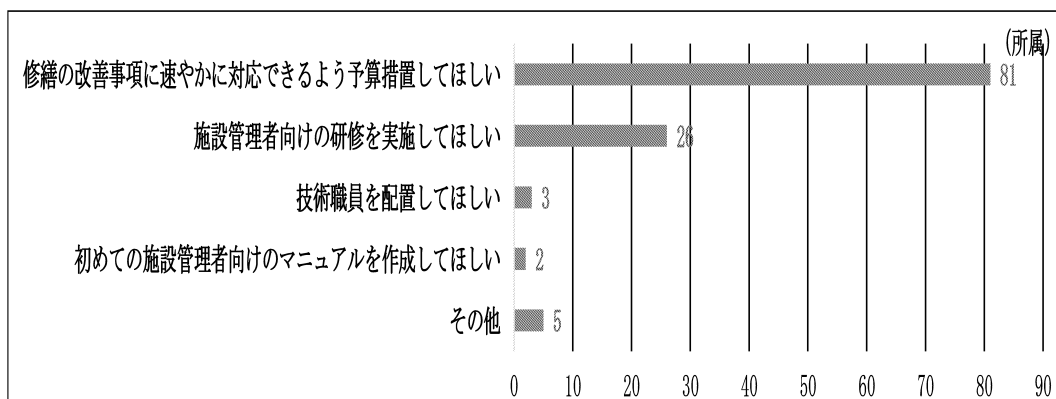


図4 施設管理業務において苦慮している点（複数回答）



施設管理者としての意見・要望等については、修繕の改善事項に速やかに対応できるよう予算措置してほしいが81所属と最も多かった。（図5）

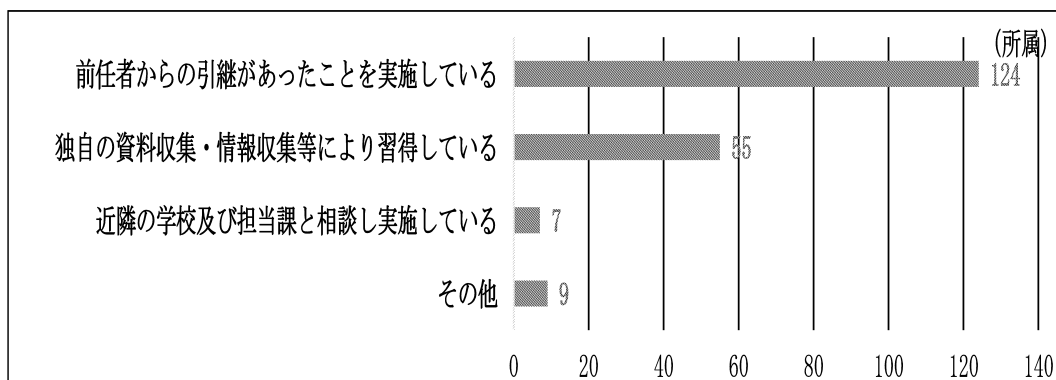
図5 施設管理者としての意見・要望等（複数回答）



(2) 安全管理に係る知識の習得及び啓発について

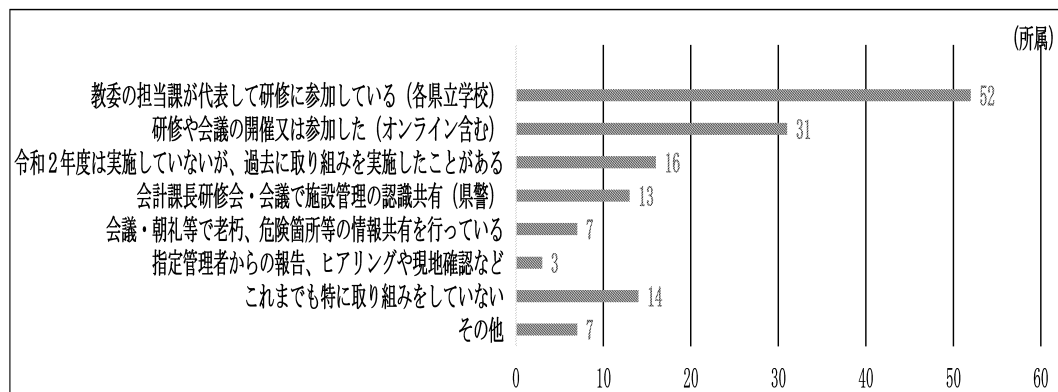
施設管理に必要な法定手続や業務等に関する知識の習得方法については、前任者からの引継があったことを実施しているが124所属と最も多かった。（図6）

図6 施設管理に必要な法定手続や業務等に関する知識の習得方法（複数回答）



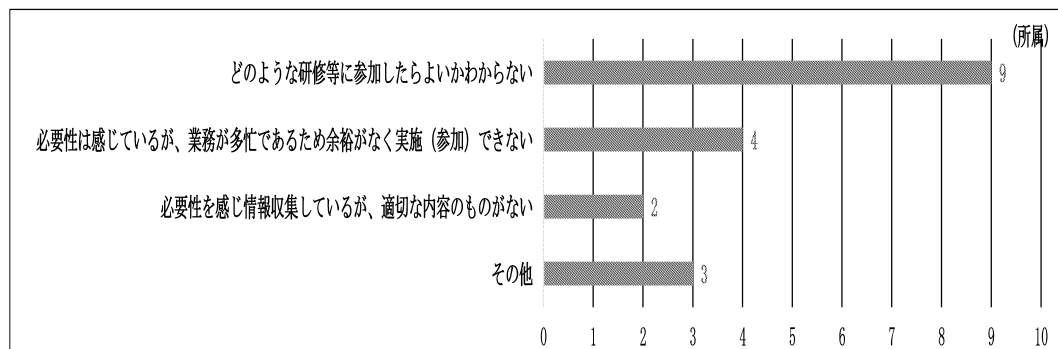
施設を安全に管理するための情報・認識共有の機会として令和2年度にどのような取り組みを実施したかについて、各県立学校では教育委員会事務局の担当課が代表して研修に参加しているや、研修や会議の開催又は参加した（オンライン含む）の回答が多かった。一方で、これまでも特に取り組みをしていないが14所属あった。（図7）

図7 令和2年度取り組みの実施状況（複数回答）



これまでも特に取り組みをしていない14所属について、その理由は、どのような研修等に参加したらよいかわからないが9所属、必要性は感じているが、業務が多忙であるため余裕がなく実施（参加）できないが4所属であった。（図8）

図8 これまでも特に取り組みをしていない理由（複数回答）



## 第5 意見

今回の監査は、「県有施設の安全対策について」をテーマとし、本庁及び出先機関が所管する309施設を対象に、施設の安全点検、施設利用者等の安全対策及び施設管理における課題の把握や対応方針について監査を実施した。

その結果、改善を要する4施設について注意を行い、その他の施設についても検討を要する事項があった。

については、各施設の管理者においては、次の点に留意し、関係法令に基づく施設の安全

点検や自然災害に対する避難計画の作成及び避難訓練の実施に努め、公の施設をはじめとした県の施設における利用者及び職員のより一層の安全・安心の確保に努められたい。

## 1 施設の安全点検について

### (1) 建築基準法第12条第2項に基づく点検について

建築物の点検については、16施設において、令和2年度又は直近3年間に点検が行われていなかった。このうち、美術館は調査基準日後に点検を実施し、精育園など9施設は令和3年度末までに点検が実施される予定であり、清心寮及び白百合寮は次年度に県職員を資格者登録し、点検の実施が予定されているが、社会福社会館、社会福社会館別館、森林公園、県民の森の4施設は点検の実施の予定が確認できなかった。

また、点検の結果、改善の必要があるが改善の見込みが立っていない62施設のうち41施設は予算の確保ができていないことによるものであった。

(注 意)

社会福社会館、社会福社会館別館、森林公園、県民の森の4施設の管理者は、同法を遵守し、速やかに点検を行うとともに改善の必要があった場合には改善措置を講じられたい。

(意 見)

建築物の点検が必要な施設の管理者は、建築物の劣化状況を把握し、施設の安全確保及び適正な保全を図るため、引き続き点検を適切に実施されたい。

また、点検の結果、改善の必要があるが改善の見込みが立っていない施設は、事故を未然に防ぐため、改善事項の緊急性を考慮し、対応に時間がかかる場合は必要な安全対策を行い、速やかに改善措置を講ずるよう努められたい。

### (2) 建築基準法第12条第4項に基づく点検について

建築設備等の点検については、11施設において、令和2年度に点検が実施されていなかった。このうち社会福社会館など8施設は令和3年度末までに点検が実施される予定である。なお、美術館は次年度に点検の実施が予定されており、清心寮及び白百合寮は次年度に県職員を資格者登録し、点検の実施が予定されている。

また、点検の結果、改善の必要があるが改善の見込みが立っていない28施設のうち、8施設は予算の確保ができていないことによるものであった。

(意 見)

建築設備等の点検が必要な施設の管理者は、建築設備等の損傷や腐食、劣化の状況を早期に発見し、施設利用者等の安全を確保するため、引き続き点検を適切に実施されたい。

また、点検の結果、改善の必要があるが改善の見込みが立っていない施設は、安全対策の緊急性を考慮し、速やかに改善措置を講ずるよう努められたい。

### (3) 学校保健安全法第27条に基づく点検について

学校の施設や設備の安全点検については、毎学期1回以上安全点検を実施しなければならないこととされているが、県立高等学校の4校は、令和2年度に一部の学期でしか実施していなかったが、いずれの学校も令和3年度は毎学期に点検が実施されていた。

また、点検の結果、改善の必要がある事項についてはおおむね改善されていたが、一部改善の見込みが立っていない施設があった。

(意見)

生徒が安心して学校生活を送るために日頃からの安全点検は重要であることから、各学校においては、引き続き点検を適切に実施されたい。

また、点検の結果、改善の必要があるが改善の見込みが立っていない学校は、必要に応じて安全対策を行うとともに、速やかに改善措置を講ずるよう努められたい。

## 2 施設利用者等の安全対策について

### (1) 耐震診断及び耐震化の状況について

不特定多数の施設利用者がある又は職員が執務する239施設の耐震診断及び耐震化の状況については、建築物の耐震改修の促進に関する法律では耐震診断が義務となっている棟はすべて耐震診断を行っていた。一方、同法では耐震診断が義務となっていない326棟のうち、112棟の耐震診断が実施されていなかったが、その主な理由は、耐震診断が義務となっていないことによるものであった。

なお、市町の避難所となっている56施設については、全て耐震化がなされていた。

(意見)

旧耐震基準で建築された棟の耐震診断や耐震化を実施していない施設を所管する所属においては、建築基準法に基づく点検を実施し、適切な維持管理を行うとともに、今後の施設の機能やあり方を検討する中で、耐震診断や改修の必要性についても検討を行い、施設利用者等の安全確保に努められたい。

### (2) 地震及び津波に対する安全対策について

津波浸水想定区域に含まれる12施設において、津波及び地震の避難計画は全て作成されていたが、避難訓練を実施していない施設が見受けられた。

また、施設の執務室や共用スペース等に設置してある備品等（テレビ、ラック、書棚等）の転倒、落下防止対策について、一部又は全く対策をしていない施設が8割を超えていた。

(意見)

津波浸水想定区域に含まれる施設における避難訓練の実施は、津波防災地域づくりに関する法律では義務とはなっていないものの、災害が発生した際には想定外の事態も起こりうることから施設利用者や職員は冷静な判断と行動ができない状態になるこ

とも考えられるため、避難訓練を実施していない施設においても、避難計画を踏まえた避難訓練の実施を検討されたい。

また、施設の執務室や共用スペース等に設置してある備品等（テレビ、ラック、書棚等）の転倒、落下防止対策について、一部対策をしていない施設の中には、優先順位を付けて計画的に対策を行っている施設も見受けられるが、施設利用者や執務中の職員の安全や避難経路の確保のため、日頃から備品等の点検を行い、転倒、落下防止対策を講ずるよう努められたい。

### （３）洪水浸水想定区域内における安全対策について

水防法に基づき市町の地域防災計画で要配慮者利用施設と定められた９施設のうち、同法で義務となっている避難計画の作成は１施設が検討中、避難訓練は７施設が未実施であったが、いずれの施設においても令和３年度末までに改善が図られる予定である。

また、洪水浸水想定区域に含まれるが要配慮者利用施設ではない施設においては、ほとんどの施設で避難計画の作成及び避難訓練は実施されていなかった。

（意見）

市町の地域防災計画で要配慮者利用施設と定められた施設の管理者は、引き続き避難訓練を適切に実施されたい。

また、洪水浸水想定区域に含まれるが要配慮者利用施設ではない施設においても、同法では義務とはなっていないものの、不測の事態に備え災害時の被害を想定し、避難計画の作成及び避難訓練の実施を検討するなど、施設利用者等の安全対策に努められたい。

### （４）土砂災害警戒区域内における安全対策について

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき市町の地域防災計画で要配慮者利用施設と定められた３施設については、いずれも同法では義務となっている避難計画を作成し、避難訓練を実施していた。

また、土砂災害警戒区域に含まれるが要配慮者利用施設ではない施設においては、避難計画の作成及び避難訓練が実施されていない施設があった。

（意見）

市町の地域防災計画で要配慮者利用施設と定められた施設の管理者は、引き続き避難訓練を適切に実施されたい。

また、土砂災害警戒区域に含まれるが要配慮者利用施設ではない施設においても、同法では義務とはなっていないものの、不測の事態に備え災害時の被害を想定し、避難計画の作成及び避難訓練の実施を検討するなど、施設利用者等の安全対策に努められたい。

(5) 白山火山の安全対策について

活動火山対策特別措置法に基づき白山市地域防災計画に避難促進施設として定められている2施設は、いずれも同法で義務となっている避難計画を作成し、避難訓練を実施していた。

(意見)

白山市の地域防災計画で避難促進施設として定められた施設の管理者は、引き続き避難訓練を適切に実施されたい。

### 3 施設管理における課題の把握や対応方針について

(1) 施設管理業務を行う上での課題について

修繕が必要な箇所の予算対応は全ての所属で行われていたが、建物が古く、毎年のように修繕を要する施設が多く、速やかに修繕できるよう予算措置をしてほしいという意見が多かった。

(意見)

県では、平成29年3月に「石川県公共施設等総合管理計画」を策定し、県有財産を管理していくための基本方針を示している(平成31年1月改訂)。その中で、今後の財政状況への対応について「今後、老朽化した公共施設等の増加に伴い、これらの維持管理や修繕、更新にかかる老朽化対策費用が増加すると見込まれることから、財政負担の軽減と平準化に努めなければならない」としている。各施設の管理者は、この計画を踏まえ、建築基準法に基づく点検を適切に行い、損傷が軽微な段階で修繕を計画的に繰り返す予防保全型修繕を行うなど、維持保全に努められたい。

(2) 安全管理に係る知識の習得及び啓発について

施設管理業務を担当する職員には建築・設備・防火・防災の関係法令や技術的見地に基づく専門的な知識が求められるが、必要な法定手続や業務等に関する知識の習得方法は前任者からの事務引継によるところが大きいという結果であった。

また、施設管理のための情報・認識共有の機会として、研修や会議に参加している所属がほとんどであるが、これまでも特に取り組みをしていない所属が14所属あった。

(意見)

これまでも特に取り組みをしていない所属は、総務部が開催する施設管理者を対象とした説明会に参加するなど、専門的知識の習得に努められたい。

### 4 結び

今回の監査においては、県有施設の安全対策について監査を実施し、注意又は改善若しくは検討を要する事項などを意見として述べたところである。

近年、地震や豪雨等における大規模な水害や土砂災害が発生しているが、公の施設をは

じめとした県の施設において、施設利用者や執務する職員一人一人の安全・安心の確保は、施設運営の基本をなすものであり、日頃から施設の点検や緊急時の対策をしておくことが重要である。

今回の監査で、建築基準法に基づく建築物及び建築設備等の点検や学校保健安全法に基づく点検及び水防法に基づく要配慮者利用施設の避難確保計画の作成や避難訓練を実施していない施設が一部見受けられた。監査期間中に対策を講じ、既に改善が図られた施設があるが、引き続き、関係法令を遵守し、適正な施設管理及び安全対策を実施されたい。

県有施設は災害発生時の救助・復旧活動の拠点や避難所としての役割も求められていることから、自然災害などに対応できる知識や技術の習得、災害に対する職員の意識向上に積極的に取り組むよう努められたい。

各施設の管理者においては、今回の監査の結果及び意見を踏まえ、今後とも安心して、県民が県有施設を利用し、職員が執務できるよう、県有施設の安全管理に万全を期することを期待して、結びとする。





# 資 料



# 1 書面調査の項目

- 1 施設の安全点検が適正に行われているか
  - (1) 建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく点検について
    - ・ 点検を実施しなければならない建築物又は建築設備等の該当の有無
    - ・ 令和2年度の点検の実施の有無
    - ・ 点検を実施していない場合の理由
    - ・ 点検を実施している場合の点検者
    - ・ 点検における要改善事項
    - ・ 点検結果の改善状況
    - ・ 要改善事項について未改善があり是正の見込みが立っていない場合の理由
  - (2) 学校保健安全法第27条に基づく点検について ※県立学校及び専修学校が対象
    - ・ 毎学期1回以上の点検実施の有無
    - ・ 点検における要改善事項
    - ・ 要改善事項における必要な措置の実施の有無
    - ・ 要改善事項について必要な措置を講ずるのが未定の場合の理由
- 2 施設利用者等の安全対策について ※不特定多数の施設利用者又は職員が執務する施設が対象
  - (1) 耐震化の状況
    - ・ 旧耐震基準で建てられた棟の有無
    - ・ 旧耐震基準で建てられた棟がある場合の法律上の耐震診断の義務
    - ・ 旧耐震基準で建てられた棟がある場合の耐震診断の実施の有無
    - ・ 耐震診断を実施した場合の耐震化が必要な棟の有無
    - ・ 耐震化が必要な棟があった場合の耐震化の有無
    - ・ 耐震診断を実施していない又は耐震診断はしたが耐震化していない場合の耐震対策の今後の対応
    - ・ 耐震対策が未定の場合の理由
  - (2) 地震・津波
    - ・ 津波浸水想定区域の該当の有無
    - ・ 市町が指定する津波避難ビルの該当の有無
    - ・ 地震や津波に対する避難訓練や対応マニュアルの作成などの対策の有無
    - ・ 共用スペースや執務室等に設置している備品等(テレビ、ラック等)の転倒、落下防止対策の有無
    - ・ 落下防止対策をしていない場合の理由
  - (3) 避難所
    - ・ 市町の避難所の該当の有無
    - ・ 避難所となっている場合の避難所の区分
  - (4) 洪水・浸水
    - ・ 洪水浸水想定区域の該当の有無
    - ・ 洪水浸水想定区域に該当する場合の要配慮者利用施設の該当の有無
    - ・ 洪水浸水想定区域に該当する場合の避難確保計画の作成状況
    - ・ 洪水浸水想定区域に該当する場合の令和2年度の訓練の実施状況
  - (5) 土砂災害
    - ・ 土砂災害警戒区域の該当の有無
    - ・ 土砂災害警戒区域に該当する場合の要配慮者利用施設の該当の有無
    - ・ 土砂災害警戒区域に該当する場合の避難確保計画の作成状況
    - ・ 土砂災害警戒区域に該当する場合の令和2年度の訓練の実施状況
  - (6) 白山火山
    - ・ 「白山火山防災計画」における警戒が必要な範囲内の該当の有無
    - ・ 警戒が必要な範囲内に該当する場合の避難促進施設の該当の有無
    - ・ 警戒が必要な範囲内に該当する場合の避難確保計画の作成状況
    - ・ 警戒が必要な範囲内に該当する場合の令和2年度の訓練の実施状況
- 3 施設管理における課題の把握及び対応方針について ※施設を所管する所属が対象
  - ・ 修繕が必要な箇所の予算対応の体制
  - ・ 施設管理業務において苦慮している点
  - ・ 施設管理者としての意見・要望等
  - ・ 施設管理における必要な法定手続きや業務等に関する知識の習得方法
  - ・ 施設を安全に管理するための情報・認識共有の機会のための令和2年度の取組
  - ・ 過去に施設を安全に管理するための情報・認識共有の機会のための取組の実績がない理由

## 2 監査対象機関及び施設

※は「2 施設利用者等の安全対策について」の対象施設から除外した不特定多数の施設利用者がいない又は職員の執務がない施設(70施設)

部局名	所属名 (県有財産表 所属名)	施設名 (県有財産表 口座名)	区分	建物(延面積)			
				木造(m <sup>2</sup> )	非木造(m <sup>2</sup> )		
総務部	自治研修センター	自治研修センター	公用	庁舎		1,486.14	
		管財課	公用	庁舎		6,991.11	
			公用	庁舎		105,554.13	
			公用	庁舎		714.01	
			公用	庁舎	※		1,507.20
		小松県税事務所	小松県税事務所	公用	庁舎		2,925.04
		中能登総合事務所	中能登総合事務所	公用	庁舎		2,563.30
			能登中部保健福祉センター	公用	庁舎		2,351.71
			七尾児童相談所	公用	庁舎		1,121.19
		奥能登総合事務所	奥能登総合事務所	公用	庁舎		9,999.79
			能登北部保健福祉センター	公用	庁舎		1,394.49
			能登北部保健福祉センター-珠洲地域センター	公用	庁舎		1,011.79
危機管理監室	危機対策課	(旧)石川県志賀オフサイトセンター	公用	警察(消防)	※	1,060.29	
			公用	警察(消防)		897.10	
			公用	警察(消防)		2,791.50	
		消防学校	消防学校	公用	警察(消防)		5,810.09
企画振興部	能登空港管理事務所	能登空港	公共用	その他	125.24	2,602.07	
県民文化スポーツ部	文化振興課	音楽堂	公共用	その他		29,416.06	
		石川県政記念しいのき迎賓館	公共用	その他		9,271.20	
		美術館	美術館	公共用	社会教育体育	234.29	12,806.28
		歴史博物館	歴史博物館	公共用	社会教育体育	1,110.80	5,495.11
		白山ろく民俗資料館	白山ろく民俗資料館	公共用	社会教育体育	1,993.67	797.37
		能楽堂	能楽堂(別館含む)	公共用	社会教育体育	35.84	2,222.41
		石川四高記念文化交流館	石川四高記念文化交流館	公共用	その他		544.72
		スポーツ振興課	いしかわ総合スポーツセンター	公共用	社会教育体育		24,353.48
			野球場	公共用	社会教育体育		7,137.76
			サッカー・ラグビー競技場	公共用	社会教育体育		661.30
			自転車競技場	公共用	社会教育体育		350.09
			西部緑地公園陸上競技場	公共用	社会教育体育		9,294.26
			西部緑地公園テニスコート	公共用	社会教育体育	22.68	265.18
			武道館	公共用	社会教育体育		6,902.75
		武道館分館兼六園弓道場	公共用	社会教育体育	214.71		
	男女共同参画課	女性センター	公共用	その他		5,364.32	
健康福祉部	南加賀保健福祉センター	南加賀保健福祉センター	公用	庁舎		2,621.41	
		南加賀保健福祉センター-加賀地域センター	公用	庁舎		1,060.50	
	石川中央保健福祉センター	石川中央保健福祉センター-保健部	公用	庁舎		1,157.40	
		石川中央保健福祉センター-河北地域センター	公用	庁舎		1,196.36	
		社会福祉会館(石川中央保健福祉センター-福祉相談部)(金沢市本多町)	公用	庁舎		4,195.48	
		社会福祉会館別館(金沢市八田町)	公用	庁舎		2,658.17	
		清心寮	公用	庁舎		489.30	
		福祉総合研修センター	公用	庁舎		995.10	
		白百合寮	公共用	社会福祉		375.18	
	リハビリテーションセンター	リハビリテーションセンター	公共用	その他		4,750.66	
	障害保健福祉課	精育園	公共用	社会福祉	343.37	6,410.98	
		錦城学園	公共用	社会福祉		6,893.02	
		こころの健康センター	こころの健康センター(発達障害支援センター含む)	公共用	その他		1,761.26
		総合看護専門学校	総合看護専門学校	公共用	学校		6,621.91
		保健環境センター	保健環境センター	公用	試験研究		8,143.73
		地域医療推進室	ドクターヘリ格納施設	公用	※		416.08
		薬事衛生課	南部小動物指導センター	公用	その他		378.66
	少子化対策監室	母子福祉センター	公共用	社会福祉		685.74	
		青少年総合研修センター	公共用	その他		5,082.87	
	保育専門学園	保育専門学園	公共用	社会福祉	12.42	3,669.07	
	児童生活指導センター	児童生活指導センター	公共用	社会福祉	9.72	2,828.98	
	中央病院	中央病院	公営企業			74,118.88	
	高松病院	高松病院	公営企業		166.1	21,665.72	
生活環境部	自然環境課	室堂センター、くろゆり荘、ござくら荘、御前荘、白山荘	公共用	公園		979.08	3,736.25
		南竜ヶ馬場ビクターセンター、南竜山荘、南竜ヶ馬場ケビン、南竜ヶ馬場休憩所、南竜ヶ馬場野営場、中宮温泉野営場、市ノ瀬野営場	公共用	公園	上記に含む	上記に含む	
		白山国立公園センター	公共用	公園	上記に含む	上記に含む	
		能登千里浜休暇村野営場	公共用	公園		75.3	310.66
		木ノ浦健民休暇村野営場(木ノ浦景観地)	公共用	公園		95.68	375.99

部局名	所属名 (県有財産表 所属名)	施設名 (県有財産表 口座名)	区分	建物(延面積)		
				木造(m <sup>2</sup> )	非木造(m <sup>2</sup> )	
62		のと海洋ふれあいセンター(城ヶ崎景観地)	公共用	公園	1,174.49	319.38
63		夕日寺健民自然園	公共用	その他	429.24	
64		いしかわ動物園(トキ関係)	公共用	その他	87.14	238.67
65	白山自然保護センター	白山自然保護センター	公用	庁舎		972.84
66		白山自然保護センター中宮展示館	公共用	社会教育体育		557.90
67		白山自然保護センターブナオ山観察舎	公共用	公園	245.87	
68		消費生活支援センター	公用	庁舎		6,991.11
69	商工労働部	産業政策課	公共用	その他		3,259.94
70		石川ハイテク交流センター	公共用	その他		13,663.17
71		工業試験場	公用	試験研究		1,567.36
72		九谷焼技術センター	公用	試験研究		1,436.97
73		石川トライアルセンター	公共用	その他		870.26
74		石川県新分野創造開発支援センター	公共用	その他		644.18
75		いしかわ次世代産業創造支援センター	公共用	その他		495.88
76	経営支援課	計量検定所(直江)	公用	庁舎		29,087.53
77		産業展示館	公共用	その他		1,643.01
78		伝統産業工芸館	公共用	その他		2,261.27
79		山中漆器産業技術センター	公共用	職業訓練		3,972.75
80	九谷焼技術研修所	九谷焼技術研修所(自立支援工房含む)	公共用	職業訓練		1,078.18
81	労働企画課	職業能力開発プラザ	公用	庁舎		4,646.70
82		いしかわ就職・定住総合サポートセンター	公用	庁舎		5,726.56
83	小松産業技術専門学校	小松産業技術専門学校	公共用	職業訓練	458.18	4,986.67
84	金沢産業技術専門学校	金沢産業技術専門学校	公共用	職業訓練		4,038.18
85	七尾産業技術専門学校	七尾産業技術専門学校	公共用	職業訓練	118.55	2,787.37
86	能登産業技術専門学校	能登産業技術専門学校	公共用	職業訓練		8,218.14
87	観光戦略推進部	観光企画課	公共用	その他	600.35	2,954.10
88		いしかわ動物園	公共用	その他		1,357.16
89		ふれあい昆虫館	公共用	社会教育体育	6.36	1,357.05
90		海の自然生態館	公共用	その他		2,968.29
91		森林公園(津幡町)	公共用	その他	2,968.29	1,357.05
92		県民の森(加賀市)	公共用	その他	1,243.86	4.00
93		健康の森(輪島市)	公共用	その他	1,960.01	3.22
94		国際交流課	公用	庁舎		315.70
95		国際交流センター	公共用	その他		2,408.61
96	農林水産部	南加賀農林総合事務所	公用	庁舎	139.3	464.20
97		石川農林総合事務所	公用	庁舎		1,388.20
98		石川農林総合事務所森林部	公用	庁舎	69.66	524.97
99		県央農林総合事務所(直江)	公用	庁舎		1,811.90
100		農林総合研究センター	公用	試験研究	1,434.11	12,935.58
101		砂丘地農業研究センター	公用	試験研究	489.26	2,450.79
102		農業試験場河北潟農業研修館	公用	その他		410.70
103		農業試験場能登駐在	公用	試験研究	135.18	547.82
104		農業試験場河北潟試験地	※	公用	試験研究	135.18
105		畜産試験場(宝達志水町)	公用	試験研究	4622.58	3,219.24
106		能登畜産センター	公用	試験研究	1,509.08	2,248.60
107		林業試験場(三宮)	公用	試験研究	524.18	3,005.69
108		石川ウッドセンター	公共用	その他	1,585.52	
109		南部家畜保健衛生所	公用	庁舎	36	1,524.49
110		北部家畜保健衛生所	公用	庁舎		1,272.20
111		北部家畜保健衛生所能登駐在所	公用	庁舎	281.55	
112	森林管理課	緑化センター	※	公用	庁舎	142.82
113		水産総合センター	公用	試験研究	1,363.92	2,988.41
114		水産総合センター 生産部志賀事業所	公用	試験研究	2,863.19	2,395.41
115		水産総合センター 生産部美川事業所	公用	試験研究		1,469.85
116		内水面水産センター	公用	試験研究	277.44	722.49
117		海洋漁業科学館	公共用	その他		911.05
118	土木部	南加賀土木総合事務所	公用	庁舎		2,320.13
119		大聖寺土木事務所	公用	庁舎		1,133.11
120		粟津公園	公共用	公園	147.08	855.76
121		木場潟公園	公共用	公園	1,199.28	697.66
122		石川土木総合事務所	公用	庁舎		1,376.95
123		白峰車両基地	※	公用	その他	306.00
124		手取公園	公共用	公園	183.93	501.69
125		松任海浜公園	公共用	公園	313.97	142.42
126		白山ろくテーマパーク(吉岡地区、吉野地区、河合・下野地区)	公共用	公園	856.03	240.65
127		県央土木総合事務所(直江)	公用	庁舎		5,732.97
128		津幡土木事務所	公用	庁舎	104.08	966.10
129		健民海浜公園	公共用	公園	150.13	964.39
130		奥卯辰山健民公園	公共用	公園	1,046.67	413.50
131		西部緑地公園	公共用	公園	44.1	289.25
		犀川緑地	公共用	公園	254.93	307.66
		北部公園	公共用	公園	514.94	109.08

部局名	所属名 (県有財産表 所属名)	施設名 (県有財産表 口座名)	区分		建物(延面積)		
					木造(m <sup>2</sup> )	非木造(m <sup>2</sup> )	
132	中能登土木総合事務所	中能登土木総合事務所	公用	庁舎		2,472.29	
133		羽咋土木事務所	公用	庁舎		2,455.03	
134		中能登土木総合事務所 寺家庁舎	公用	庁舎		979.94	
135	奥能登土木総合事務所	能登歴史公園(国分寺)	公共用	公園	1,478.98	134.21	
136		奥能登土木総合事務所	公用	庁舎		2,157.08	
137		八ヶ川ダム管理事務所 ※	公用	庁舎		649.06	
138		奥能登土木総合事務所 縄又倉庫 ※	公用	庁舎		275.64	
139		珠洲土木事務所	公用	庁舎	54.54	1,371.86	
140		小屋ダム管理事務所 ※	公用	庁舎		467.10	
141		旧開発地営農センター ※	公用	庁舎	414.04		
142		北河内ダム管理棟 ※	公用	庁舎		510.98	
143		道路整備課	東部車両基地 ※	公用	その他	48.6	1,602.90
144		河川課	内川ダム管理事務所	公用	庁舎		457.02
145	赤瀬ダム管理事務所		公用	庁舎	16.56	566.43	
146	大聖寺川ダム統合管理事務所		公用	庁舎		535.00	
147	犀川ダム管理事務所		公用	庁舎		446.17	
148	大聖寺川ダム統合管理事務所 九谷ダム管理棟		公用	庁舎		323.76	
149	辰巳ダム管理棟		公用	庁舎		367.80	
150	安原・高橋川工事事務所	安原・高橋川工事事務所	公用	庁舎		499.47	
151	金沢港湾事務所	旧金沢港湾事務所 ※	公用	庁舎		1,144.25	
152	七尾港湾事務所	七尾港湾事務所	公用	庁舎	62.05	514.95	
153	都市計画課	翠ヶ丘浄化センター	公共用	その他		11,365.12	
154		犀川左岸浄化センター	公共用	その他		26,061.98	
155		大聖寺川浄化センター	公共用	その他		6,837.68	
156		金沢地区汚泥共同処理施設 ※	公共用	その他		3,429.58	
157	金沢城・兼六園管理事務所	兼六園	公共用	公園	1,173.01	20.22	
158		金沢城公園	公共用	公園	3,469.31	1,406.07	
159	建築住宅課	瑞穂公営住宅 ※	公共用	公営住宅		913.86	
160		山代公営住宅 ※	公共用	公営住宅		4,425.23	
161		菅谷公営住宅 ※	公共用	公営住宅		2,219.70	
162		川辺公営住宅 ※	公共用	公営住宅		6,619.11	
163		四丁町公営住宅 ※	公共用	公営住宅		1,721.41	
164		藤ヶ丘公営住宅 ※	公共用	公営住宅		822.70	
165		翠ヶ丘公営住宅 ※	公共用	公営住宅	420.6	4,477.53	
166		粟生公営住宅 ※	公共用	公営住宅		2,049.73	
167		村井公営住宅 ※	公共用	公営住宅		7,251.41	
168		蕪城公営住宅 ※	公共用	公営住宅		1,986.58	
169		笠間公営住宅 ※	公共用	公営住宅		1,757.88	
170		相木公営住宅 ※	公共用	公営住宅		4,700.13	
171		あすなろ公営住宅 ※	公共用	公営住宅		29,272.21	
172		菅原公営住宅 ※	公共用	公営住宅		19,299.65	
173		本町公営住宅 ※	公共用	公営住宅		5,972.91	
174		額浦野森公営住宅 ※	公共用	公営住宅		4,387.79	
175		額公営住宅 ※	公共用	公営住宅		12,445.82	
176		額新保公営住宅 ※	公共用	公営住宅	7.75	5,216.81	
177		光ヶ丘公営住宅 ※	公共用	公営住宅		7,931.24	
178		若草公営住宅 ※	公共用	公営住宅		1,650.80	
179		円光寺公営住宅 ※	公共用	公営住宅		6,117.03	
180		平和町公営住宅・改良住宅 ※	公共用	公営住宅		62,998.52	
181		本江改良住宅 ※	公共用	公営住宅		1,190.40	
182		鳴和公営住宅 ※	公共用	公営住宅		5,517.41	
183		大桑公営住宅 ※	公共用	公営住宅	228.53	17,048.50	
184		自由ヶ丘公営住宅 ※	公共用	公営住宅		2,508.22	
185		三十苺公営住宅 ※	公共用	公営住宅		6,960.96	
186		三十苺南公営住宅 ※	公共用	公営住宅		7,962.56	
187		泉野公営住宅 ※	公共用	公営住宅		1,045.28	
188		米泉公営住宅 ※	公共用	公営住宅		6,746.62	
189		泉本町公営住宅 ※	公共用	公営住宅		9,289.45	
190		諸江公営住宅 ※	公共用	公営住宅		8,822.84	
191		新神田公営住宅 ※	公共用	公営住宅		10,229.99	
192		古府公営住宅 ※	公共用	公営住宅		4,432.77	
193		末公営住宅 ※	公共用	公営住宅		6,743.54	
194		寺中公営住宅 ※	公共用	公営住宅		9,822.67	
195		金石公営住宅 ※	公共用	公営住宅		2,070.95	
196		矢木公営住宅 ※	公共用	公営住宅		6,387.78	
197		畝田公営住宅 ※	公共用	公営住宅		12,303.71	
198		鶴ヶ丘公営住宅 ※	公共用	公営住宅		13,471.63	
199		鶴ヶ丘三丁目公営住宅 ※	公共用	公営住宅		5,614.99	
200	野山公営住宅 ※	公共用	公営住宅	1624.5			
201		はまなす公営住宅 ※	公共用	公営住宅		1,469.96	

部局名	所属名 (県有財産表 所属名)	施設名 (県有財産表 口座名)	区分	建物(延面積)		
				木造(m <sup>2</sup> )	非木造(m <sup>2</sup> )	
202		島出公営住宅 ※	公共用 公営住宅		2,758.29	
203		南ヶ丘公営住宅 ※	公共用 公営住宅	922.32		
204		奥原公営住宅 ※	公共用 公営住宅		3,758.52	
205		堀町公営住宅 ※	公共用 公営住宅	302.5	605.30	
206		上野台公営住宅 ※	公共用 公営住宅		4,866.17	
207		弥生公営住宅 ※	公共用 公営住宅		1,333.04	
208		宮川公営住宅 ※	公共用 公営住宅		3,939.35	
209		久手川公営住宅 ※	公共用 公営住宅		1,070.88	
210		若山公営住宅 ※	公共用 公営住宅		1,775.76	
211		けやき公営住宅 ※	公共用 公営住宅		8,866.44	
212		法島公営住宅 ※	公共用 公営住宅		910.89	
213		白帆台団地県営住宅 ※	公共用 公営住宅	2,254.82		
214	手取川水道事務所	手取川水道事務所	公営企業		1,700.18	
215		手取川水道事務所 送水管理分室	公営企業		3,618.26	
216		手取川総合開発記念館	公営企業		677.47	
217	教育委員会	生涯学習課	白山青年の家	公共用 社会教育体育	143.35	3,944.43
218			白山ろく少年自然の家	公共用 社会教育体育	159.82	2,195.04
219			鹿島少年自然の家	公共用 社会教育体育		2,454.55
220			能登少年自然の家	公共用 社会教育体育	172.87	2,509.99
221			自然史資料館	公共用 社会教育体育		3,786.02
222		生涯学習センター	生涯学習センター	公共用 社会教育体育		6,348.49
223			生涯学習センター 能登分室	公共用 社会教育体育		916.46
224		図書館	図書館	公共用 社会教育体育		8,460.75
225		文化財課	埋蔵文化財センター	公共用 社会教育体育		8,587.93
226			金沢城調査研究所	公用 庁舎		905.54
227		輪島漆芸技術研修所	輪島漆芸技術研修所	公用 庁舎		2,819.97
228		小松教育事務所	小松教育事務所	公用 庁舎		421.62
229		金沢教育事務所	金沢教育事務所	公用 庁舎		4,395.13
230		教員総合研修センター	教員総合研修センター	公用 試験研究		6,328.52
231		大聖寺実業高等学校	大聖寺実業高等学校	公共用 学校		12,354.64
232		大聖寺高等学校	大聖寺高等学校	公共用 学校	89.14	12,661.76
233		加賀高等学校	加賀高等学校	公共用 学校		10,412.09
234		小松商業高等学校	小松商業高等学校	公共用 学校	55.51	10,160.81
235		小松工業高等学校	小松工業高等学校	公共用 学校		19,332.90
236		小松高等学校	小松高等学校	公共用 学校	575.41	17,967.30
237		小松明峰高等学校	小松明峰高等学校	公共用 学校		13,124.73
238		寺井高等学校	寺井高等学校	公共用 学校	157.33	11,392.10
239		鶴来高等学校	鶴来高等学校	公共用 学校		14,887.41
240		松任高等学校	松任高等学校	公共用 学校		13,161.04
241		翠星高等学校	翠星高等学校	公共用 学校	446.88	16,295.21
242		野々市明倫高等学校	野々市明倫高等学校	公共用 学校	97.2	16,705.41
243		金沢錦丘高等学校	金沢錦丘中学校・高等学校	公共用 学校		20,390.76
244		金沢泉丘高等学校	金沢泉丘高等学校	公共用 学校		22,095.05
245		金沢二水高等学校	金沢二水高等学校	公共用 学校		19,080.00
246		金沢伏見高等学校	金沢伏見高等学校	公共用 学校		13,371.40
247		金沢辰巳丘高等学校	金沢辰巳丘高等学校	公共用 学校		17,138.50
248		金沢商業高等学校	金沢商業高等学校	公共用 学校		17,997.68
249		工業高等学校	工業高等学校	公共用 学校		21,622.12
250		金沢桜丘高等学校	金沢桜丘高等学校	公共用 学校	36.35	17,539.03
251		金沢西高等学校	金沢西高等学校	公共用 学校		17,363.19
252		金沢北陵高等学校	金沢北陵高等学校	公共用 学校		14,869.15
253		金沢向陽高等学校	金沢向陽高等学校	公共用 学校		11,610.98
254		内灘高等学校	内灘高等学校	公共用 学校		16,641.41
255		津幡高等学校	津幡高等学校	公共用 学校	95.48	14,211.31
256		宝達高等学校	宝達高等学校	公共用 学校		6,985.13
257	羽咋高等学校	羽咋高等学校	公共用 学校	89.23	10,509.80	
258	羽咋工業高等学校	羽咋工業高等学校	公共用 学校	98.82	17,574.17	
259	志賀高等学校	志賀高等学校	公共用 学校	79.38	9,783.69	
260	鹿西高等学校	鹿西高等学校	公共用 学校	784.38	7,922.15	
261	七尾東雲高等学校	七尾東雲高等学校	公共用 学校	1764.33	20,870.99	
262	七尾高等学校	七尾高等学校	公共用 学校	446.31	15,683.89	
263	田鶴浜高等学校	田鶴浜高等学校	公共用 学校		8,693.60	
264	穴水高等学校	穴水高等学校	公共用 学校	34.71	5,000.70	
265	門前高等学校	門前高等学校	公共用 学校	32.4	5,396.36	
266	能登高等学校	能登高等学校	公共用 学校	39.53	8,724.50	
267	輪島高等学校	輪島高等学校	公共用 学校		8,540.31	
268	飯田高等学校	飯田高等学校	公共用 学校	49.68	9,664.08	
269	加賀聖城高等学校	加賀聖城高等学校	公共用 学校		2,872.20	
270	小松北高等学校	小松北高等学校	公共用 学校		5,649.97	

部局名	所属名 (県有財産表 所属名)	施設名 (県有財産表 口座名)	区分	建物(延面積)	
				木造(m <sup>2</sup> )	非木造(m <sup>2</sup> )
271	金沢中央高等学校	金沢中央高等学校	公共用 学校		12,223.43
272	羽松高等学校	羽松高等学校	公共用 学校		5,357.82
273	七尾城北高等学校	七尾城北高等学校	公共用 学校		2,413.91
274	盲学校	盲学校	公共用 学校		5,088.54
275	ろう学校	ろう学校	公共用 学校		7,272.01
276	明和特別支援学校	明和特別支援学校	公共用 学校		14,028.20
277	いしかわ特別支援学校	いしかわ特別支援学校	公共用 学校		20,267.27
278	小松瀬領特別支援学校	小松瀬領特別支援学校	公共用 学校		3,998.64
279	錦城特別支援学校	錦城特別支援学校	公共用 学校		5,436.15
280	小松特別支援学校	小松特別支援学校	公共用 学校		6,266.05
281	七尾特別支援学校	七尾特別支援学校	公共用 学校		7,658.29
282		七尾特別支援学校 輪島分校	公共用 学校		1,619.82
283		七尾特別支援学校 珠洲分校	公共用 学校	77.84	5,250.43
284	医王特別支援学校	医王特別支援学校	公共用 学校		3,748.03
285		医王特別支援学校 小松みどり分校	公共用 学校		395.01
286	警察本部	本部小立野車庫	※ 公用 警察(消防)		535.08
287		交通機動隊羽咋分駐隊	公用 警察(消防)		281.52
288		運転免許センター	公用 警察(消防)		9,990.79
289		警察ヘリポート	公用 警察(消防)		678.47
290		警察学校射撃場	公用 警察(消防)		1,032.75
291		体育館(直心館)	公用 警察(消防)		1,448.48
292		交通機動隊	公用 警察(消防)		1,145.39
293		鞍月分庁舎	公用 警察(消防)		504.78
294		安全運転研修所	公共用 その他		512.77
295	金沢中警察署	金沢中警察署	公用 警察(消防)		6,967.10
296	金沢東警察署	金沢東警察署	公用 警察(消防)		5,003.41
297	金沢西警察署	金沢西警察署	公用 警察(消防)		3,488.08
298	大聖寺警察署	大聖寺警察署	公用 警察(消防)		3,773.66
299	小松警察署	小松警察署	公用 警察(消防)		3,963.79
300	能美警察署	能美警察署	公用 警察(消防)		2,600.92
301	白山警察署	白山警察署	公用 警察(消防)		4,938.93
302		白山警察署 鶴来庁舎	公用 警察(消防)	56.7	1,065.67
303	津幡警察署	津幡警察署	公用 警察(消防)		3,605.32
304	羽咋警察署	羽咋警察署	公用 警察(消防)		2,987.22
305	七尾警察署	七尾警察署	公用 警察(消防)		1,714.59
306	輪島警察署	輪島警察署	公用 警察(消防)		1,748.81
307		輪島警察署 穴水庁舎	公用 警察(消防)		1,701.67
308	珠洲警察署	珠洲警察署	公用 警察(消防)		1,786.06
309		珠洲警察署 能登庁舎	公用 警察(消防)		1,464.51



### 3 関係法令（抜粋）

#### ○建築基準法（昭和25年法律第201号）

（適用の除外）

第三条 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一～四 略

2 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地がこれらの規定に適合せず、又はこれらの規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、当該規定は、適用しない。

3～5 略

（建築物の建築等に関する申請及び確認）

第六条 略

一 別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの

二～四 略

2～9 略

別表第一（い）欄（抜粋）

	（い）
	用途
（一）	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの
（二）	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの
（三）	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの
（四）	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの
（五）	倉庫その他これに類するもので政令で定めるもの
（六）	自動車車庫、自動車修理工場その他これらに類するもので政令で定めるもの

（報告、検査等）

第十二条 略

2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する特定建築物の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者（以下この章において「国の機関の長等」という。）は、当該特定建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検（当該特定建築物の防火戸その他の前項の政令で定める防火設備についての第四項の点検を除く。）をさせなければならない。ただし、当該特定建築物（第六条第一項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして前項の政令で定めるもの及び同項の規定により特定行政庁が指定するものを除く。）のうち特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て指定したものについては、この限りでない。

3 略

4 国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物の特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。ただし、特定建築設備等（前項の政令で定めるもの及び同項の規定により特定行政庁が指定するものを除く。）のうち特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て指定したものについては、この限りでない。

5～9 略

(建築物調査員資格者証)

第十二条之二 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、建築物調査員資格者証を交付する。

- 一 前条第一項の調査及び同条第二項の点検(次項第四号及び第三項第三号において「調査等」という。)に関する講習で国土交通省令で定めるものの課程を修了した者
  - 二 前号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有すると国土交通大臣が認定した者
- 2～4 略

(国土交通省告示第 483 号(平成 28 年 3 月 9 日制定)  
国等の建築物の維持保全に関して二年以上の実務の経験を有する者

(建築設備等検査員資格者証)

第十二条之三 建築設備等検査員資格者証の種類は、国土交通省令で定める。

2 建築設備等検査員が第十二条第三項の検査及び同条第四項の点検(次項第一号において「検査等」という。)を行うことができる建築設備等の種類は、前項の建築設備等検査員資格者証の種類に応じて国土交通省令で定める。

3 国土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、建築設備等検査員資格者証を交付する。

- 一 検査等に関する講習で建築設備等検査員資格者証の種類ごとに国土交通省令で定めるものの課程を修了した者
  - 二 前号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有すると国土交通大臣が認定した者
- 4 略

○建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)

第十四条之二 法第十条第一項の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 略
- 二 事務所その他これに類する用途に供する建築物(法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。)のうち階数が五以上で延べ面積が千平方メートルを超えるもの

第十六条 法第十二条第一項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物は、次に掲げるもの(避難階以外の階を法別表第一(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供しないことその他の理由により通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。)とする。

- 一 地階又は三階以上の階を法別表第一(イ)欄(一)項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分(客席の部分に限る。)の床面積の合計が百平方メートル以上の建築物
  - 二 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、主階が一階にないもの
  - 三 法別表第一(イ)欄(二)項又は(四)項に掲げる用途に供する建築物
  - 四 三階以上の階を法別表第一(イ)欄(三)項に掲げる用途に供する建築物及び当該用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物
- 2～3 略

○建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号)

(国の機関の長等による建築物の点検)

第五条之二 法第十二条第二項の点検(次項において単に「点検」という。)は、建築物の敷地及び構造の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして三年以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

2 法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して六年以内に行うものとする。

(国の機関の長等による建築設備等の点検)

第六条の二 法第十二条第四項の点検(次項において単に「点検」という。)は、建築設備等の状況について安全上、防火上又は衛生上支障がないことを確認するために十分なものとして一年(ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については三年)以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

2 法第十八条第十八項(法第八十七条の四において準用する場合を含む。)の規定による検査済証の交付を受けた日以後最初の点検については、前項の規定にかかわらず、当該検査済証の交付を受けた日から起算して二年(ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については六年)以内に行うものとする。

#### ○学校保健安全法(昭和33年法律第56号)

(学校安全計画の策定等)

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

#### ○学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)

(安全点検)

第二十八条 法第二十七条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

2 略

#### ○建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第七条 次に掲げる建築物(以下「要安全確認計画記載建築物」という。)の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

二～三 略

附 則

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの(要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十一日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。)の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物

三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

2～6 略

#### ○津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)

(津波浸水想定)

第八条 都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、津波浸水想定(津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深をいう。以下同じ。)を設定するものとする。

2～6 略

### ○災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

（指定避難所の指定）

第四十九条の七 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

2～3略

### ○災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）

（指定避難所の基準）

第二十条の六 法第四十九条の七第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（次号及び次条において「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- 二 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- 三 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- 四 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- 五 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この号において「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

### ○水防法（昭和24年法律第193号）

（洪水浸水想定区域）

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一～三 略

2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一～三 略

3～5 略

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一～三 略

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 略

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 略  
五 略  
2～3 略

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2～4 略

5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

6～7 略

## ○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

(平成12年法律第57号)

(土砂災害警戒区域)

第七条 都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害(河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下この章、次章及び第二十七条において同じ。)を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域(以下「警戒区域」という。)として指定することができる。

2～6 略

(警戒避難体制の整備等)

第八条 市町村防災会議(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。)は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。)において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

一～三 略

四 警戒区域内に、要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。)であつて、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

五～六 略

2～3 略

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第八条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2～4 略

5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

6 略

## ○活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）

（火山災害警戒地域）

第三条 内閣総理大臣は、基本指針に基づき、かつ、火山の爆発の蓋然性を勘案して、火山が爆発した場合には住民等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると認められる地域で、当該地域における火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を、火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）として指定することができる。

2～5 略

（都道府県地域防災計画に定めるべき事項等）

第五条 都道府県防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項の都道府県防災会議をいう。以下同じ。）は、第三条第一項の規定による警戒地域の指定があつたときは、都道府県地域防災計画（同法第四十条第一項の都道府県地域防災計画をいう。次項及び第九条において同じ。）において、当該警戒地域ごとに、次に掲げる事項について定めなければならない。

- 一 火山現象の発生及び推移に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- 二 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。以下同じ。）又は市町村防災会議の協議会（同法第十七条第一項の市町村防災会議の協議会をいう。第十条第二項において同じ。）が次条第一項第二号及び第三号（これらの規定を第十条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を定める際の基準となるべき事項
- 三 避難及び救助に関し市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、警戒地域における火山の爆発による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

2 略

（市町村地域防災計画に定めるべき事項等）

第六条 市町村防災会議は、第三条第一項の規定による警戒地域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（災害対策基本法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、当該警戒地域ごとに、次に掲げる事項について定めなければならない。

一～四 略

五 警戒地域内に次に掲げる施設（火山現象の発生時における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものに限る。）がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ～ロ 略

六～七 略

2～3 略

（避難確保計画の作成等）

第八条 第六条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた同項第五号の施設（以下この条において「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、内閣府令で定めるところにより、避難訓練その他火山現象の発生時における当該避難促進施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（以下この条において「避難確保計画」という。）を作成しなければならない。

2 略

3 避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の定めるところにより避難訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

4～6 略

令和3年度行政監査報告書

令和4年3月発行

石川県監査委員（監査委員事務局監査第三課）

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

直通電話 076-225-1863

F A X 076-225-1864

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansa/index.html>

メールアドレス [kansa@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:kansa@pref.ishikawa.lg.jp)